

法令に定められた  
主な各種健康診断一覧表

種類	対象	実施時期		備考
		配置替 雇入時	実施間隔	
一般健康診断				
	雇入時	全労働者	○	
	定期A	全労働者	—	1年 35歳、及び40歳以上
	定期B (採血、心電図等省略)	医師の認めた者	—	1年 35歳を除く40歳未満 ※医師が認めた者に限る
	特定業務従事者	業務従事者	○	6月 深夜業務、振動業務等
	海外派遣労働者	派遣者		6月以上の海外派遣、帰還時
	給食従業員の検便	従事者	○	
特殊健康診断				
じん肺	粉じん作業従事者		○	3年 管理区分1(区分2, 3は1年)
	〃 過去に従事		—	3年 管理区分2, 3
高気圧作業	左記の有害業務 に常時従事する 労働者		○	6月
電離放射線			○	6月
特定化学物質			○	※6月 令和5年4月1日より、 <u>作業環境管理</u> やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、健康診断の実施頻度を緩和することができます。 <u>緩和の要件</u> については別途ご確認ください。
鉛			○	※6月
四アルキル鉛			○	※3月
有機溶剤			○	※6月
石綿			○	6月
除染等業務従事者			○	6月
指導推奨による特殊健康診断				
騒音	左記業務に常時 従事する労働者		○	6月
腰痛			○	6月
情報機器作業			○	6月
振動			○	6月

注) 詳細についてはお問合せください。